

まつだショッピングサポートガイドの作成に関する要綱

(趣旨)

第1条 松田町の買い物環境を向上させることを目的として、「まつだショッピングサポートガイド」を作成し、町民の買い物に役立つサービスを広く周知するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 買い物サービス 日常生活に欠かせない食品や日用品等の調達に係る配達、御用聞きサービス、自宅を訪問しての役務の提供及び移動販売等の利用者の買物を支援する取組をいう。

(2) 協力店 「まつだショッピングサポートガイド」に掲載を希望し、登録された事業者をいう。

(登録の対象者)

第3条 協力店に登録する事業者は、次に掲げる各号をすべて満たす者とする。

(1) 買い物サービスにおける地域社会への貢献や地域経済の活性化を推進すること。

(2) 松田町内で利用できる買い物サービスを行うこと。

(3) 買い物サービスを、協力店として登録された日から1年以上行うこと。

(4) 買い物サービスを行おうとする店舗、事業所自体及びそのサービス内容等が、公序良俗に反せず、町民に不利益を与えないものであること。

(登録の手続き)

第4条 登録を希望する事業者は、まつだショッピングサポートガイド協力店登録申込書(第1号様式)を町長に提出しな

ければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業者を協力店として登録し、当該事業に対し、まつだショッピングサポートガイド協力店登録証（第2号様式）を交付する。

（登録内容の変更）

- 第5条 登録された協力店は、登録内容を変更するときは、速やかにまつだショッピングサポートガイド協力店登録変更届（第3号様式）を町に提出しなければならない。

（登録の解除及び取消）

- 第6条 町長は、登録された協力店から、まつだショッピングサポートガイド協力店登録解除願（第4号様式）が提出された場合は、その登録の解除を行う。

- 2 町長は、登録された協力店が、第3条の各号を満たさなくなったとき、又は登録内容に虚偽があったとき、その他協力店としてふさわしくない事由があると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- 3 町長は、前項による登録の解除及び取消を行った場合には、当該事業者に対してまつだショッピングサポートガイド協力店登録証（第2号様式）の返還を求め、以降に発行する紙媒体及び電子媒体等のまつだショッピングサポートガイドに掲載しない。

（広報及び支援等）

- 第7条 町は、町のホームページ等の広報媒体を利用し、協力店が行うサービスを町民に広く周知するものとする。

（責任の制限）

- 第8条 サービスの利用及びサービスの提供は協力店と利用者との直接取引とし、町は関与しない。

- 2 第6条の規定による登録の解除及び取消により第三者に損害が生じることがあっても、町はその責めを一切負わない。

(実績の報告)

第9条 町長は、登録された協力店に対して、毎月の利用状況等に関する報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。